規則

○個人情報保護委員会規則第三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十三条第二項、第三項及び第五十三条第二項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の五第二項、第三項第一号、第四十四条の九及び第四十四条の十二第二項、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十四条の五第二項、第三項第一号、第四十四条の九及び第四十四条の十二第二項並びに個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第二条に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月九日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（第三者提供に係る事前の通知等）	（第三者提供に係る事前の通知等）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
2　法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。	2　法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
一　電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法	一　個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
二　［略］	二　［同上］
3　［略］	3　［同上］
附　則	**附　則**
（施行期日）	（施行期日）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
（第三者提供の事前の届出に関する特例）	
第二条　削除	**第二条**　法第二十三条第二項の規定による届出は、第七条第二項の規定にかかわらず、同項第一号の規定により個人情報保護委員会が定めるまでの間は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。
	2　代理人によって前項の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付しなければならない。
第三条～第七条　［略］	**第三条～第七条**　［同上］